

県内介護サービス事業所 管理者 殿

茨城県福祉部長寿福祉課長

## 令和 6 年 6 月から適用する介護給付費算定に係る体制等（加算）に関する 届出書の提出について（通知）

平素より、本県の高齢者福祉行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、標記について下記のとおり通知しますので、内容をご確認の上、所要の手続き（届出書の提出）について、ご対応をお願いいたします。

### 記

#### 1 届出書の提出が必要となる事業所

##### (1) 介護職員等処遇改善加算（新加算）を取得する事業所

従来の介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「旧 3 加算」という。）が、令和 6 年 6 月から「介護職員等処遇改善加算」（以下「新加算」という。）に一本化され、新加算の取得には届出が必要です。

これまで「旧 3 加算」を取得していた事業所でも、今回届出をしないと 6 月以降の処遇改善加算を取得することができません。必ず届出書を提出してください。

#### 【注意事項】

- 届出書の「新加算」の算定区分は、令和 6 年 4 月 15 日を提出期限とした「処遇改善計画書」（6 月以降分）に記載の区分と一致する必要があります。

提出済みの「処遇改善計画書（6 月以降分）」と異なる区分を選択する場合は、「処遇改善計画書」を修正し、速やかに再提出してください。

※「処遇改善計画書」を未提出の事業所は、早急に提出してください。

- 審査の段階で、届出書の「新加算」算定区分と「処遇改善計画書」（6 月以降分）に記載された算定区分が一致しない場合は、届出書の算定区分を優先して登録します。

■ 「処遇改善計画書」は以下のページから提出してください。（県ホームページ）

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/jigyosha/h24santeitodokede/syoguukaizen-keikaku.html>

#### 【県ホームページ掲載場所】

ホーム > 茨城で暮らす > 福祉・子育て > 介護保険 > 事業者届出関係 >  
介護職員等処遇改善加算等について > 介護職員等処遇改善加算等計画書について

## (2) 報酬改定（6月1日施行）により新設・変更される加算を算定する事業所

訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションは、介護報酬改定の施行日が6月1日です。

報酬改定により新設される加算を算定する場合や、現在算定している加算について算定区分を変更する場合は、別添1「既存のサービス事業所の届出留意事項」により届出が必要な項目を確認のうえ、必要書類を提出してください。

### 【注意事項】

- 特に、「高齢者虐待防止実施の有無」及び「業務継続計画策定の有無」については、多くの事業所が対象となる項目であり、届出が無い場合は「1.減算型」とみなされます。必ずご確認のうえ、届出してください。

## (3) その他、6月から加算の算定を開始・変更等する事業所

(1) (2) 以外に、6月から加算の算定を開始・変更等する場合は、必要書類を提出してください。

## 2 提出書類（届出書の様式）

- ①介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
- ③「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出に関する誓約書（別紙様式）
- ④算定要件の確認のための書類

※別添2「添付書類一覧」で加算の種別ごとに必要な書類を確認してください。

なお、介護職員等処遇改善加算（新加算）に係る届出のみの場合は④は不要です。

■届出書の様式は、以下のページからダウンロードして下さい。（県ホームページ）

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/jigyosha/kasan.html>

【県ホームページ掲載場所】

ホーム > 茨城で暮らす > 福祉・子育て > 介護保険 > 事業者届出関係 >  
介護給付費算定に係る体制等(加算)に関する届出(令和6年度～)

## 3 届出書の提出方法等

届出書は郵送でご提出ください。（「処遇改善計画書」とは提出方法が異なります）

- ・提出先：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6  
茨城県福祉部長寿福祉課 介護保険指導・監査担当

### ・提出期限

サービス種別	訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護
提出期限	令和6年5月22日（水）<必着>	令和6年6月3日（月）<必着>

※提出期限を過ぎた場合、加算の算定は翌月（7月）以降になります。

#### 4 その他

- (1) 令和6年度介護報酬改定及び処遇改善加算に係る質問については、県ホームページに質問回答集を掲載しております。お問い合わせの前に必ずご一読くださいますようお願いいたします。また、特に加算の算定要件等に係る内容等については、質問フォームからのお問い合わせにご協力ください。

■報酬改定及び処遇改善加算に係る質問は以下のページから

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/hp/r6houshukaitei.html>

【県ホームページ掲載箇所】

ホーム > 茨城で暮らす > 福祉・子育て > 介護保険 >

介護保険に関する新着情報 > 令和6年度介護報酬改定等について

- (2) 書類を提出いただいた後、厚生労働省から新たな通知等が発出され加算の算定要件等に変更が生じた場合、書類の追加提出や差替提出等をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 市町村から指定を受ける事業所は、本通知の対象外です。令和6年6月から算定する介護報酬の加算等に係る提出書類や提出期限等については、所管の市町村にお問い合わせください。

茨城県福祉部長寿福祉課

介護保険指導・監査担当

Mail: chofuku6@pref.ibaraki.lg.jp

※質問フォームからのお問い合わせにご協力ください。